

安全マニュアル

平成 26 年 10 月 22 日

大阪大学

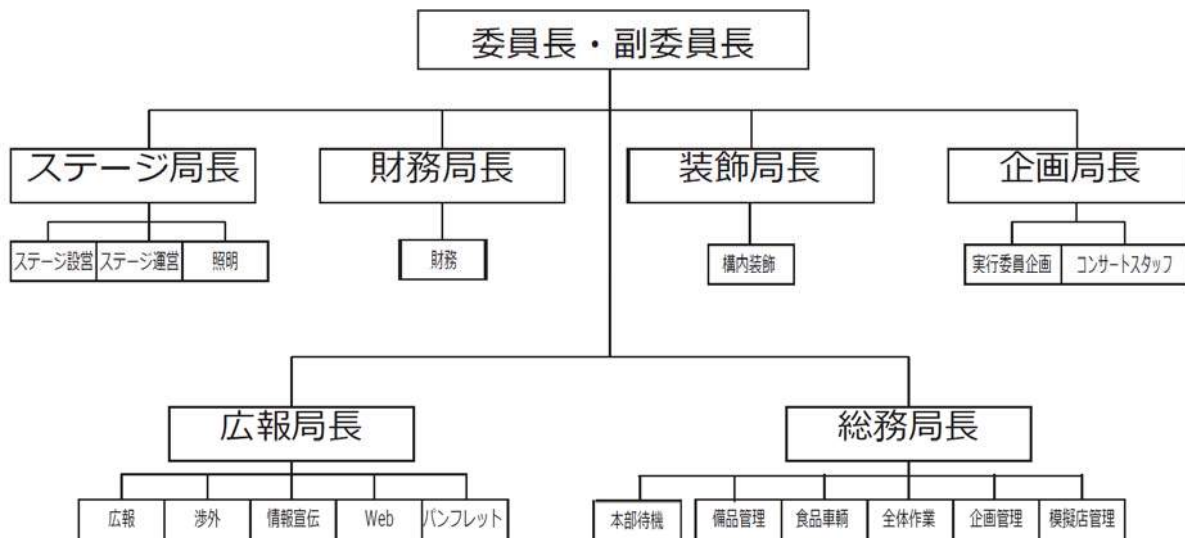
大学祭中央実行委員会

—目次—

大学祭中央実行委員会組織図

安全マニュアル用語説明	…p.2
I. 活動環境管理	…p.3～4
1. 活動者の把握	
2. 活動場所の把握	
3. 服装・安全器具の装備	
4. 器具等の点検・整備	
5. 天候・自然環境の確認	
6. 鍵の管理	
7. 貴重品の管理	
II. 活動管理	…p.4～5
1. 中実員同士の連携	
2. 活動実施・変更等の判断者・判断時期の設定	
3. 中実員相互間の信頼関係の樹立	
4. 大学等への届け出	
III. 体調管理	…p.5
1. 体調・健康管理	
IV. 大学祭における危険回避	…p. 5～8
1. 食品衛生管理	
2. 火気・油等の取り扱い	
3. 宴会行為	
V. 管理体制	…p.9～14
1. 活動環境管理、活動管理及び体調管理におけるそれぞれの責任者の選定と協力体制	
2. 緊急連絡体制の確立	
3. 緊急時の対応	
VI. 教育	…p.14～15
1. 技術に関する知識	
2. 体調管理の知識	
3. 救急対応の知識	
4. マニュアル等を用いた定期的な安全教育の実施及び 定期的なマニュアルの見直し	
VII. その他必要と考えられる事項	…p.15
1. 報告書の提出	
2. 個人情報の取り扱い	

大学祭中央実行委員会組織図



安全マニュアル用語説明

中実	…大学祭中央実行委員会
大学祭	…いちょう祭・まちかね祭の両方を指す。
参加団体	…大学祭の模擬店・ステージ企画・館内企画・その他企画に参加する団体。
幹部	…中実の委員長・副委員長・各局局長。
総会	…中実が大学祭前に参加団体などに向けて行う説明会。

I. 活動環境管理

1. 活動者の把握

大学祭中央実行委員（以下、中実員）は大阪大学の学部生に限る。中実が活動する際は、活動の種類ごとに責任者を幹部（前記組織図記載）あるいは幹部以外の中実員の中から決定する。責任者は活動する中実員を把握しなければならない。大学祭参加団体（模擬店企画・ステージ企画・館内企画・その他企画）（以下、参加団体）は活動時の責任者を決定し、団体を把握すること。

2. 活動場所の把握

（1）施設・設備の状態

責任者及び、必要に応じて参加団体責任者は使用する施設の管理者と事前に連絡を取り、施設・設備の状態について確認すること。また、事前に活動場所に赴き、その安全を確認すること。

（2）野外的場合

野外的場合も同様に責任者・参加団体責任者は事前に活動予定場所に赴き、その安全を確認すること。

（3）緊急時通信手段の確認

活動場所における緊急時通信手段は基本的に携帯電話を使用すること。緊急連絡体制は後に記載。

3. 服装・安全器具の装備

中実員・参加団体会員各個人は活動に適した服装を心がけること。

責任者・参加団体責任者は不適切な服装をしている者がいる場合、適切な判断で活動に参加させないこと。

各活動責任者・参加団体責任者は活動時の安全器具を事前に確認しておくこと。また、活動に応じてさらに必要な器具がある場合は、適宜装備を指示すること。

4. 器具等の点検・整備

責任者・参加団体責任者は事前に使用する器具等の点検・整備を行う、或いは点検・整備の指示を中実員にすること。点検・整備は2人以上で行うこと。

5. 天候・自然環境の確認

責任者・参加団体責任者は活動に応じて、当日またはそれ以前に活動場所の天候・自然環境を確認すること。

責任者は活動場所の天候・自然環境が活動に何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合、適切な判断で活動を中止・または延期させること。準備日・当日の実施の可否は各々午前7時に警報等の状況を考慮し判断すること。

6. 鍵の管理

（1）部室

中実の部室は使用時以外施錠し、暗証番号は中実員以外に洩らさないこと。暗証番号が中実員以外に洩れ

た場合は直ちに番号を変更すること。

(2) 施設

中実が各活動において施設などの鍵を借用した場合、鍵開閉を行うのは責任者に限定し、責任者は管理を徹底すること。

7. 貴重品の管理

大学祭当日、中実員・参加団員はテント下等管理が行き届いていない所に荷物を放置せず、各個人が貴重品を携行すること。大学祭当日以外の中実・参加団体の各活動において荷物を一か所にまとめて室内等で管理する場合は、管理者を決定し常に管理者に監視させ、またその場合も貴重品は各個人が携行し管理すること。また、準備・片付け等の場合も注意を怠らないこと。

II. 活動管理

1. 中実員同士の連携

(1) 中実員の理解と相互協力

中実員は、中実の目標を常に意識し、自らの活動に関連付けられるように目標に対する理解を深め、必要に応じて互いの目標達成のために相互に協力すること。

(2) 相談体制の樹立

活動の負担が大きすぎると感じた中実員は、直ちに責任者や幹部、他の中実員に相談すること。相談を受けた中実員は速やかに責任者や幹部に連絡すること。

中実員は、中実の目標やその他活動に意見等がある場合、速やかに責任者や幹部に申し出ること。また、申し出を受けた責任者や幹部は、話し合いの上適切な措置をとること。

2. 活動実施・変更等の判断者・判断時期の設定

活動実施・変更等の判断は幹部または責任者が行うこと。

判断は活動によって判断者が適切な時期に行うこと。ただし、活動参加者全員に連絡が行き届く時期に判断を下すこと。責任者や幹部は、天候や周囲の状況等を考慮し、その活動の危険度に応じた適切な実施・変更等の判断を下すこと。

3. 中実員相互間の信頼関係の樹立

中実員は、信頼関係樹立のため積極的に責任者や幹部、他の中実員とコミュニケーションをとること。

幹部は中実内の信頼関係樹立のため、必要に応じて適切な措置をとること。

4. 大学等への届け出

責任者は、大学内の学生部や全学教育推進機構、各学部事務部の管理場所、或いは大学外で活動する場合には、学生部他に役所等関係各所に適切な申請をすること。

責任者は、活動において大学内の備品等を使用する場合、学生部に適切な申請をすること。

Ⅲ. 体調管理

1. 体調・健康管理

中実員・参加団体会員は体調・健康管理を各自意識し、自らの肉体的疲労度、精神的疲労度、能力、モチベーション等から判断し、活動において自身の体調や健康に負荷がかかりすぎないようにすること。また、不調を感じた場合には速やかに責任者や幹部・団体責任者に申し出ること。

(1) 肉体的疲労の把握

活動中に肉体的疲労を感じた中実員・参加団体会員は、直ちに責任者・団体責任者に申し出ること。また、申し出を受けた責任者は、中実員・参加団体会員の肉体的疲労度に応じて、休憩を設ける等の適切な措置をとること。

責任者・参加団体会員は中実員・参加団体会員の肉体的疲労度を常に意識し、申し出がない場合でも必要に応じて休憩を設ける等の適切な措置をとること。

(2) 精神的疲労の把握

活動において精神的疲労を感じた中実員・参加団体会員は、速やかに中実員の場合は責任者や幹部、他の中実員に、参加団体会員の場合は団体責任者や他の団体会員に申し出ること。また、申し出を受けた責任者や他の中実員は直ちに幹部に連絡し幹部は適切な措置をとること。申し出を受けた参加団体会員は直ちに団体責任者へ連絡し、必要があれば中実員に連絡すること。

責任者や幹部・参加団体責任者は、中実員・団体会員の精神的疲労度を常に意識し、申し出がない場合でも必要に応じて適切な措置をとること。

Ⅳ. 大学祭における危険回避

中実は参加団体に対し総会を開催し、以下の注意事項を徹底させること。

1. 食品衛生管理

(1) 出店可能食品・調理法の限定

中実総務局の食品担当者（以下、食品担当者）は、事前に保健所に訪問し、食品衛生についての知識を学ぶこと。また参加団体の出店食品については、食品担当者が保健所と相談し、出店可能かどうかを詳しくチェックすること。

出店可能食品とは、模擬店の場合、基本的に火を通したもの。火を通さないものを出店する場合は、一切開封及び加工しないこと。調理法は焼く・煮る等の単純作業に限り、材料を切るなどの一次加工は不可。調理時にはビニール手袋を着用すること。また、容器については規定のものを使用すること。(詳細は別紙「模擬店運営マニュアル」又は「企画運営マニュアル」参照)

(2) 検食の実施

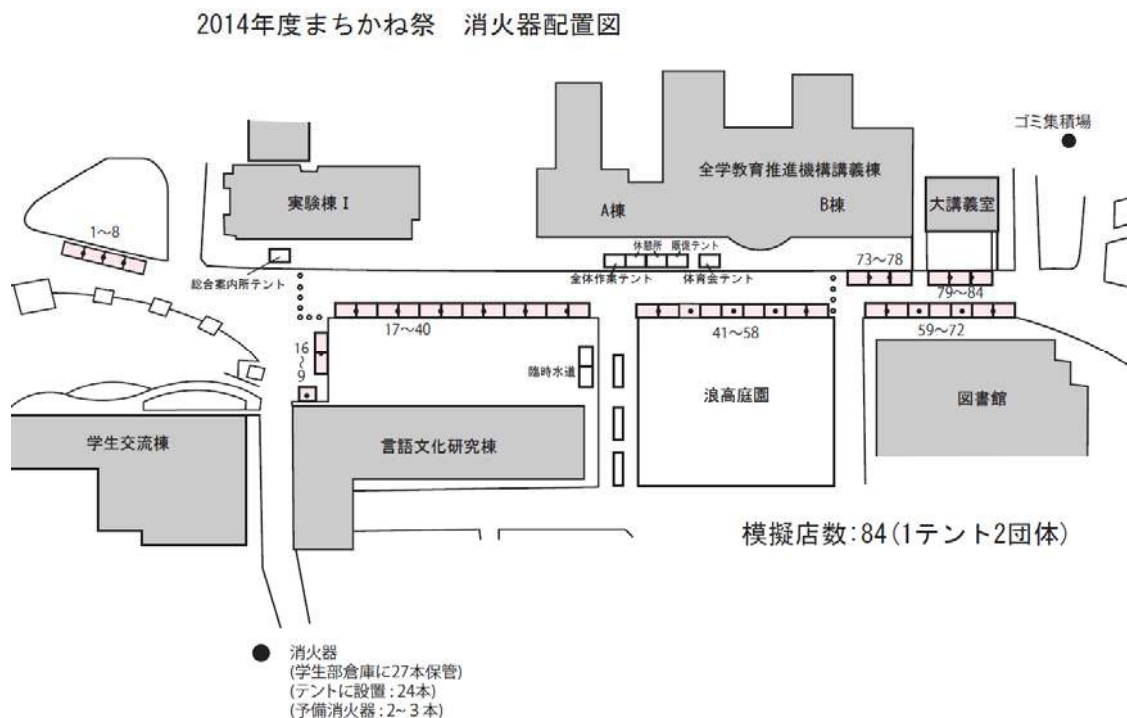
大学祭当日或いは大学祭後に食中毒等の報告があった場合の原因調査資料とするために、食品担当者は参加団体に検食を行わせること。検食とは、営業日毎に提供する食材のサンプルを一定量保管し、必要な場合管轄保健所に提出するというもの。(詳細は別紙「検食について」参照)

2. 火気・油等の取り扱い

中実総務局の模擬店管理(以下、模擬店管理)は総会と大学祭当日において火気・油を使用する模擬店出店団体へ火気・油から目を離さないように随時アナウンスをし、模擬店出店団体に注意を促すこと。出店団体員は全員、
 <①火から目を離さない。②一人で作業をしない。③全体作業テントの位置を確認しておく。>の3つの遵守項目を徹底すること。使用可能なガスコンロ及びガスボンベは中実が当日貸し出すものに限定すること。

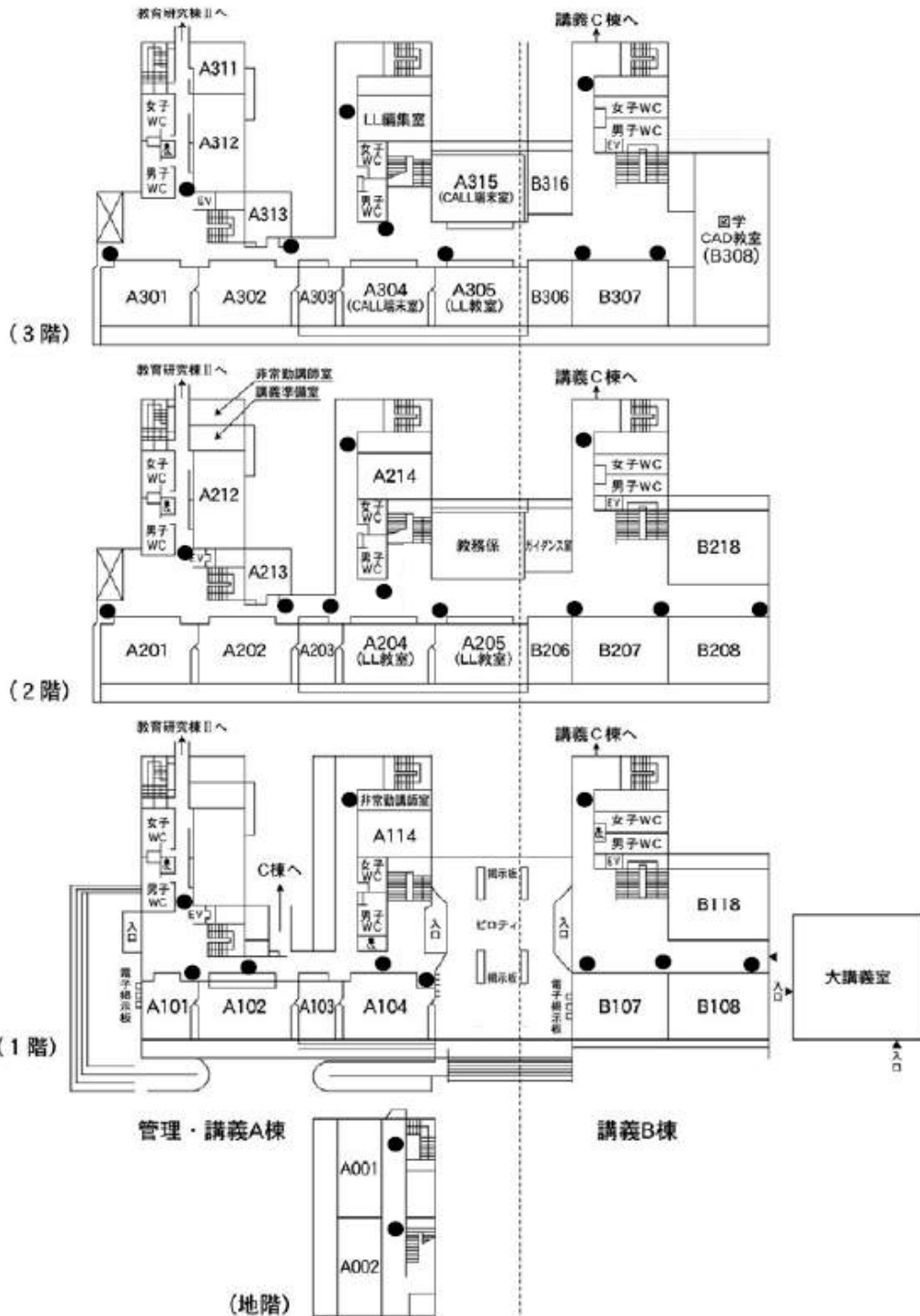
火気を使用する参加団体員は濡れたバスタオル等をテント内に常備し、油等の発火時には、消火器に先んじてバスタオルでの鎮火を試みること。

消火器の位置は次図の配置図の通りである。

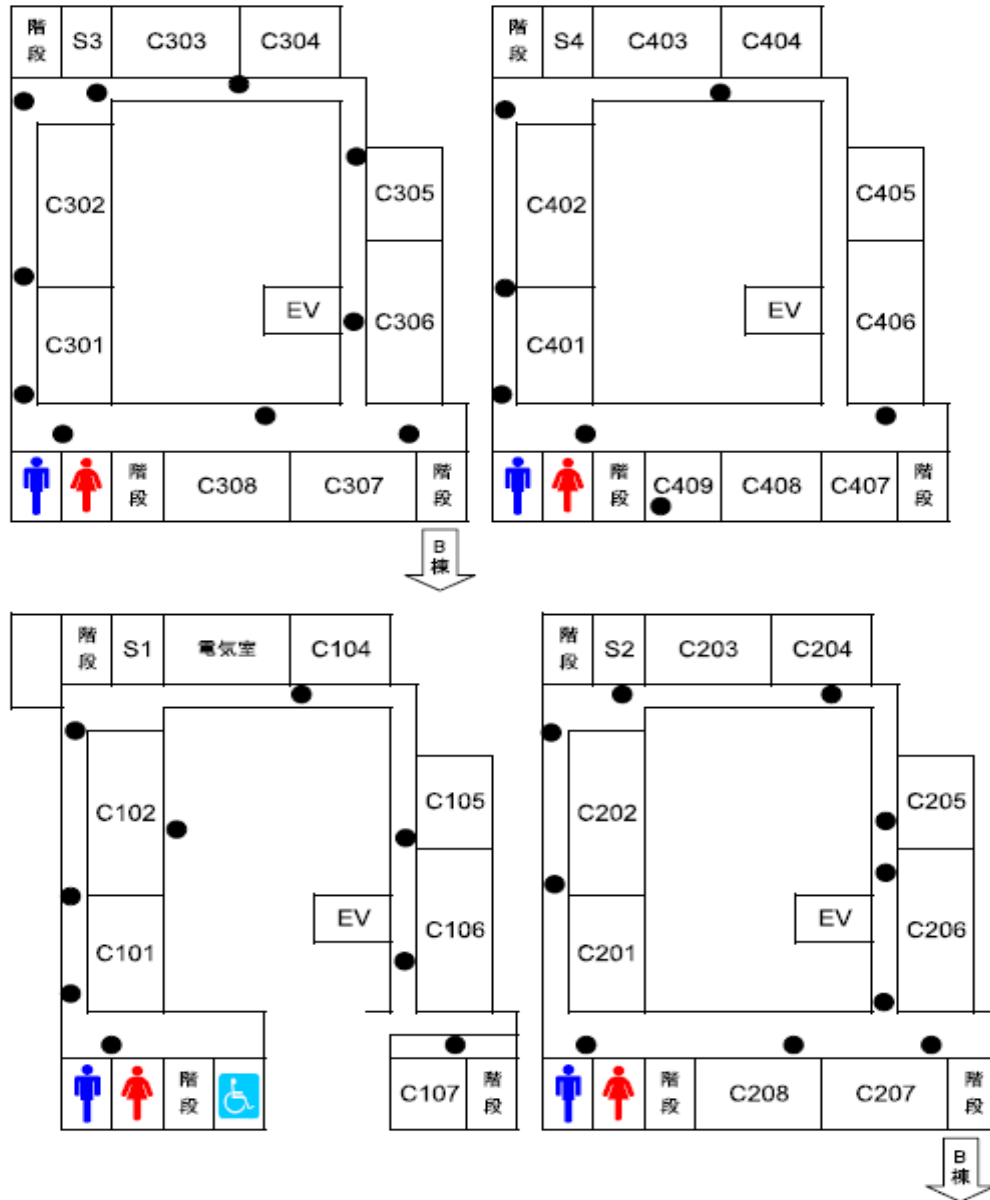


●が消火器の位置です。

管理・講義A、B棟



管理・講義C棟



3. 宴会行為

大学祭期間中の宴会行為や集団での飲酒は、急性アルコール中毒などの危険があるため、禁止すること。また、そのことを参加団体に対しては総会において説明すること。当日発見した場合は、飲酒者に厳重な注意を行うと
かえって逆効果であるため、軽く注意した上で解散するまで中実員が構内で待機すること。

V. 管理体制

1. 活動環境管理、活動管理及び体調管理におけるそれぞれの責任者の選定と、協力体制活動環境、活動及び体調は、特定の活動中においては責任者が、その他の場合においては幹部が責任をもって管理すること。
中実内で活動環境、活動及び体調に関して改善が必要だと考えられる場合、責任者と幹部が協議をし、適切な措置を考えること。また、中実全体で協力し、措置をとること。

(1) 安全配慮、危険性の認識

責任者は、常に活動の危険性についての認識を持ち、参加者の安全を第一に考えた活動を行うこと。

責任者は、危険性が認識される活動においては、適切な判断で事前に中実員に対して注意を呼び掛ける等の対策をとること。

模擬店に関しては、スムーズな運営のためにテント内に常駐する人数を2人以上7人以下にするよう指導すること。

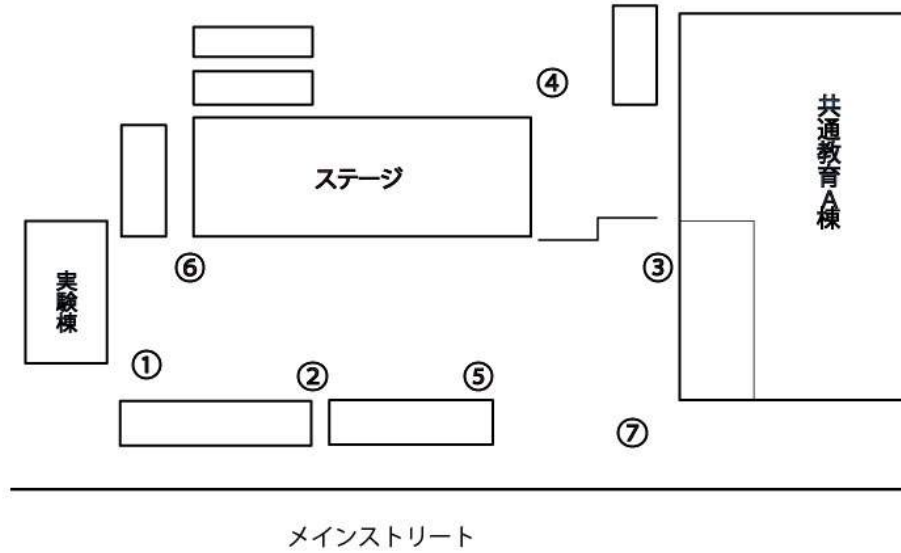
1-1 メインストリートにおける安全確保について

- ・メインストリートでの事故を防ぐために中実員は以下の点に留意し、発見した場合には速やかに適切な対処をとること。
- ・メインストリート内で危険及び迷惑行為を発見した場合、速やかに注意し、その行為を中止させる。中実員のみで対処しきれない場合は学内もしくは学外の警備機関に協力を要請し、危険行為を中止させる。
- ・人混みなどにより、メインストリートの通行に支障をきたしている場合は、中実員は通路の確保にあたる
- ・来場者によりメインストリートが飽和する可能性がある場合には、中実員はメインストリートの入口（総合案内所テント側、図書館側）で通行規制及び整理を行う。

1-2 ステージの警備について

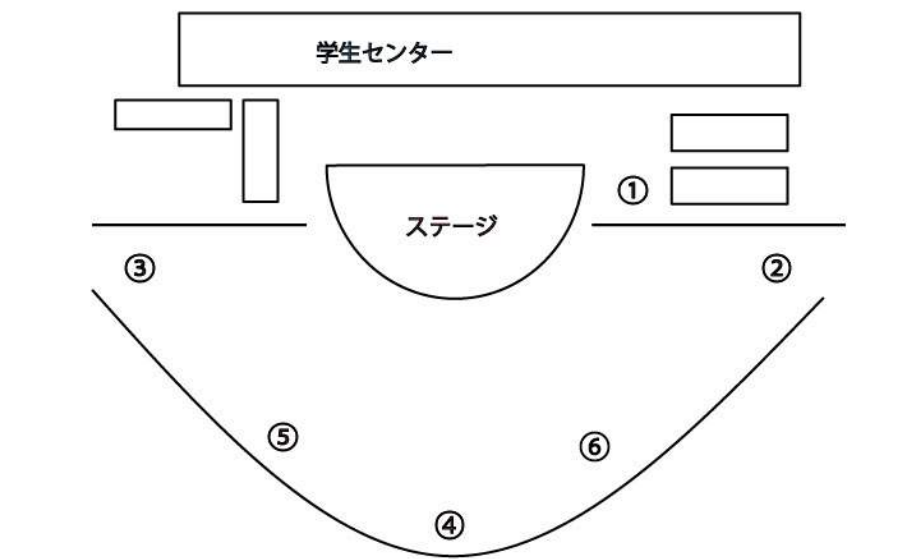
- ・ステージ周辺での事故を防ぐために中実員は次の点に留意し、発見した場合には速やかに適切な対処をとること。
- ・ステージ周辺で危険及び迷惑行為を発見した場合、速やかに注意し、その行為を中止させる。
中実員のみで対処しきれない場合は学内もしくは学外の警備機関に協力を要請し、危険行為を中止させる。
- ・ステージ奏においては、通常時は以下の図の①～⑤の位置に人員を配置する。①は関係者以外立ち入り禁止区域である実験棟を、②は関係者以外立ち入り禁止区域である機材テントを、それぞれ警備する。③にはステージ警備統括者を配置する。④はステージ裏の警備を担当する。⑤は予備人員として配置し、統括の指示に従う。混雑時にはステージ入口の混雑解消のため、観客の誘導、整理を行う。⑥、⑦については、混雑時のみ配置する。⑥はステージ近くへの極端な観客の接近に対応する。⑦はA棟階段付近の観客の転倒防止のために誘導、整理を行う。

ステージ奏



- ・ステージ宙においては、通常時は下の図の①～④の位置に人員を配置する。①にはステージ警備統括者を配置する。②はステージ裏への関係者以外の立ち入りを制限するよう警備をする。③は機材テントへの関係者以外の立ち入りを制限するよう警備をする。④は予備人員として配置され、警備統括者の指示に従う。緊急時には⑤、⑥に人員を配置する。⑤、⑥はそれぞれ観客の誘導、整理を行う。

ステージ宙



(2) 危険予測（予見）

責任者または幹部は、活動を行う際に必ず中実員にシミュレーションを行わせ、起こりうる危険とその対策を考えること。

活動開始までに、認識された危険性に対しては、必ず安全対策を講じるとともに中実員間で危険性の情報を共有すること。

2. 緊急連絡体制の確立

(1) 参加団体にトラブルがあった場合

参加団体にトラブルがあった場合は本部や全体作業テントなどの中実員が待機している場所まで直接訪問、或いは下記の連絡先へ連絡すること。またその旨を総会で参加団体に説明すること。本部・全体作業テント・消火器・AEDの設置場所は総会で参加団体責任者に説明し、参加団体責任者は参加団体に徹底させること。

・各企画に関するトラブル

<ステージ企画>

… ステージ局 局長 川田拓哉

… ステージ運営責任者 松浦寛奈

<館内企画・その他企画>

… 企画管理責任者 横川隆信

<模擬店企画>

… 模擬店管理責任者 黒河哲哉

各企画に関するトラブルが各部署で解決できない場合、その企画以外にも関わる場合、また重大なトラブルと判断した場合は、直ちに委員長に連絡すること。また、局内で解決できる些細なトラブルの場合は、トラブル対応を優先し、報告は大学祭後の総括会議にて行うこと。

・けがや病気に関するトラブル

<財務局>

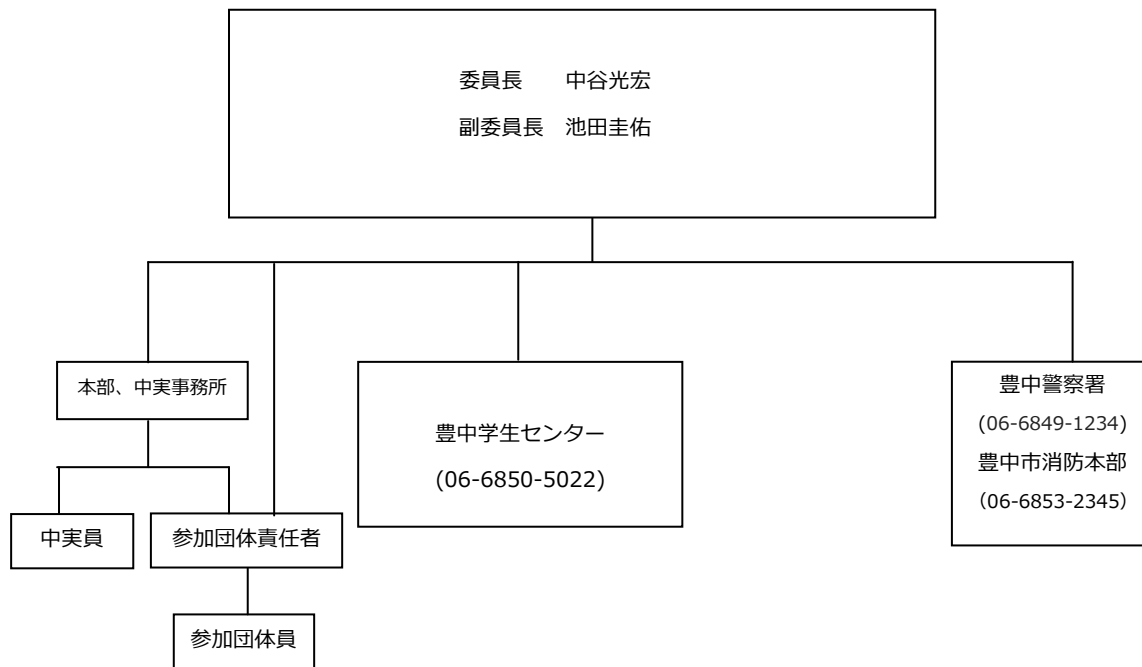
…財務局長 有村恒太

…保険責任者 鈴木崇師

連絡を受けた中実員は直ちに状況把握をするとともに、現場に赴き適切な措置を実行すること。

(2) 緊急事態が発生し、全体への連絡が必要な場合

以下の体制で連絡すること。



活動中に事故等が発生した場合、中実員は直ちに委員長と保険責任者、学生センターに連絡すること。また、委員長は事故の状況に応じて警察署、消防署および怪我人の家族にも連絡すること。

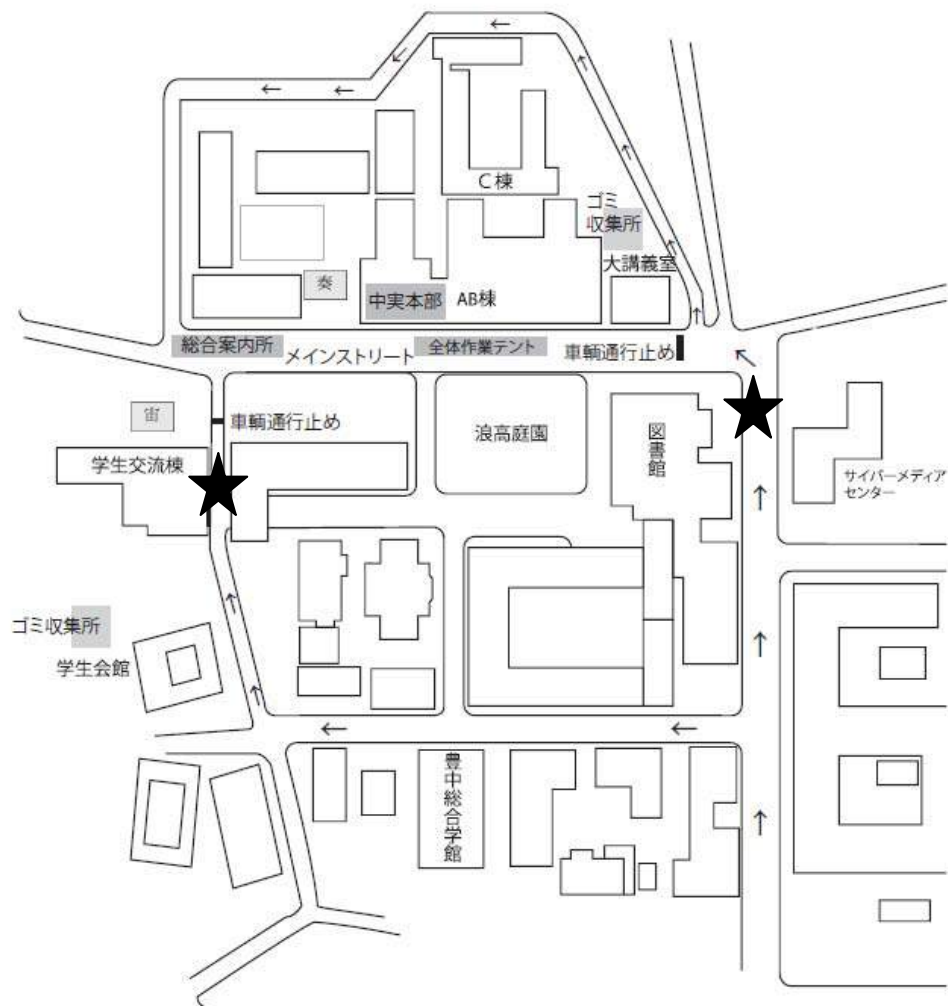
3. 緊急時の対応

(1) 負傷者・急病人の発生時

参加団体員は速やかに近くにいる中実員に連絡すること。連絡を受けた中実員は現場を確認し必要な処置を行った後、委員長および保険責任者に連絡すること。委員長は大学側にも連絡すること。

病院へ搬送する場合は状況に応じて救急車、タクシーの利用を判断すること。その際、搬送車両を正門から下図の車輛の侵入経路中のメインストリート前などの適切な場所まで誘導するための人員を中実員から選出すること。負傷者・急病人の移動に関しては当人に悪影響が及ばない範囲で行い、中実員自身で判断できない場合は救急の指示を仰ぐこと。

病院を利用する必要のない場合は、本部にある救急箱で対処すること。なお、本部での対処はあくまでも怪我・病状が軽い場合に限り、症状の程度が中実員に判断できない場合は速やかに救急に連絡し、指示を仰ぐこと。なお車両通行規制の関係上救急車は学生交流棟前、及び図書館前の2箇所にしか呼ぶことができない(次項星印参照)。そのため救急車を呼ぶ場合は、2箇所のうちどちらか近い場所を指定し誘導人をつけなくてはならない。

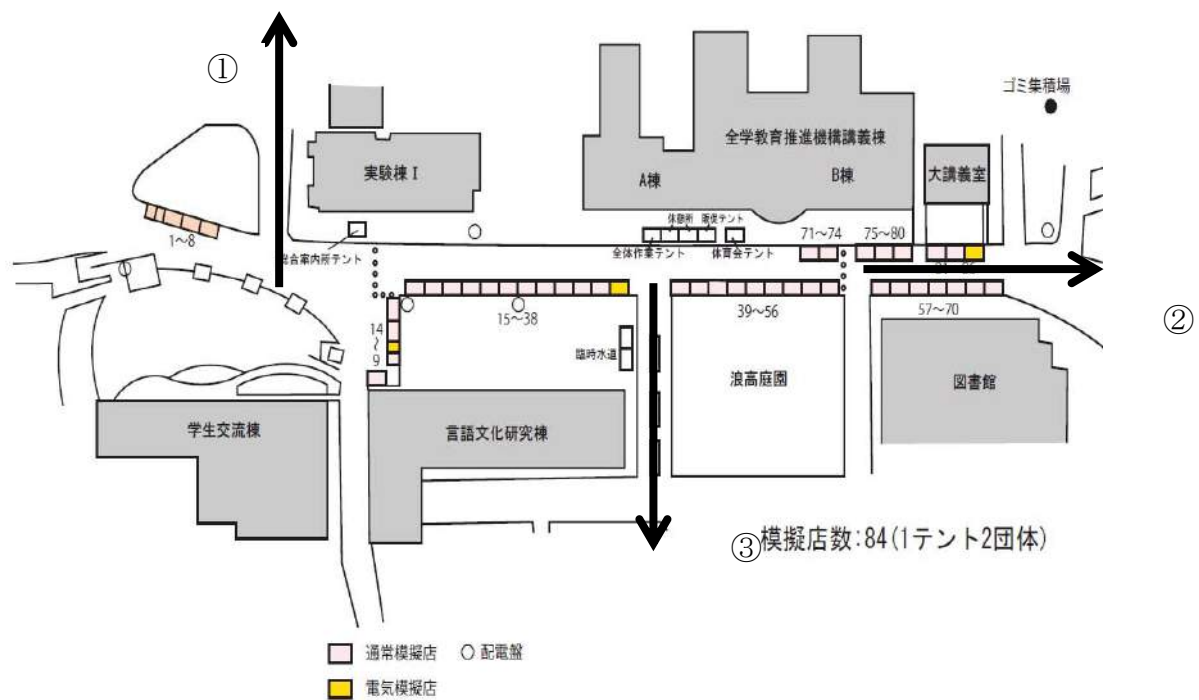


(2) 火災・地震等災害発生時

災害が発生した場合、中実員は委員長へ連絡すること。緊急車両を呼ぶ場合は、中実員によって来場者の避難誘導を行い、緊急車両の誘導は中実員が行うこと。また緊急車両を呼ぶ判断をした時点で、委員長より学生センターに連絡すること。

避難場所は基本的にグラウンドとするが、災害の程度により石橋門・正門方向にメガホンを使用して避難誘導すること。

メインストリート内で火災等からの避難を必要とする事案が発生した場合、中実員は参加団体及び来場者の避難の誘導にあたる。避難路としては、①全学教育推進機構実験棟 I 方面、②図書館方面、③豊中総合学館方面を用い、発生した事案の規模に応じて適切な誘導を行う。(次頁を参照)



(3) 大学祭中の中実員の体制

大学祭中は非常時に備え、本部、全体作業テント、総合案内所に中実員を常駐させること。

人数に関しては、本部と総合案内所は 8 人以上、全体作業テントは 10 人以上確保すること。

参加団体は予め決められた時間に前ページ図中の車輛通行止めの位置に 2 人常駐し、緊急車両が入構する場合は中実員と連携して対応すること。

また、中実員は禁止事項が守られているか、安全面で問題がないかを確認するため、体育会と連携をとって行う巡回（大学祭前日準備日は 1 回、当日は各日 4 回）の他に総務局員を中心にキャンパス内を巡回すること。

VI. 教育

1. 技術に関する知識

責任者または幹部は、必要に応じて事前に中実内で講習会を開き、活動に必要な技術を指導すること。

2. 体調管理の知識

責任者や幹部は、定期的に体調管理を呼び掛けること。また、保健センター等から体調管理に関する知識を学び、中実内で共有すること。

3. 救急対応の知識

(1) 事故想定訓練の実施など危険回避能力の育成

責任者や幹部は活動の事前準備やリハーサルの際に考えられる危険を中実員が想定する機会を設けること。

(2) 事故発生時の対処と役割分担

責任者や幹部は、活動の事前準備やリハーサルの際に適切とされた対処法を他の中実員と共有し、必要な役割を分担しておくこと。

(3) トラブル発生時に行うこと

- ・ 事故発生時の応急措置（消火器使用法等）

責任者や幹部は、考えられる事故に対する応急措置について、中実員・参加団体員に対して事前に講習を行うなどし、中実員全員が応急措置にあたるようにすること。

- ・ 救命救助について（AED使用方法等）

中実員は、あらかじめ活動場所におけるAED等の救命機器の設置場所を把握しておくこと。また、中実員はそれらの機器の使用法等について学び、適切に使用できるようにすること。尚、AEDの配置については別紙を参照すること。

- ・ トラブル発生時は、参加団体員にも協力を要請する場合がある。

4. マニュアル等を用いた定期的な安全教育の実施及び定期的なマニュアルの見直し

幹部や責任者は、中実員や参加団体責任者に安全に関する講習会を行うこと。また、幹部は定期的にマニュアル見直しの機会を設け、必要に応じて適切な改訂を加えること。

Ⅶ. その他必要と考えられる事項

1. 報告書の提出

幹部は、活動中に事故等が発生した場合、速やかに報告書を作成し学生部に提出すること。

2. 個人情報の取り扱い

- ・ 収集方法

総会時に紙媒体及びメールで提出してもらい収集。

- ・ 保管方法

紙媒体、パソコンデータで保管。

- ・ 使用目的

大学祭に関する連絡、緊急連絡のため。

- ・ 廃棄方法

紙媒体はシュレッダー等で判読不可にして廃棄。